



平成 27 年 12 月 18 日
復興庁

「防災集団移転促進事業の移転元地等を利用する場合の 支援施策パッケージ」等の公表について

防災集団移転促進事業により市町村が取得した土地（移転元地）等を、市町村が利活用する場合の支援策として、以下 3 点を公表します。

- 1) 防災集団移転促進事業の移転元地等を利用する場合の支援施策パッケージ（以下、「支援施策パッケージ」）
- 2) 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を含む低平地の利活用に関する基本的な考え方（以下、「基本的な考え方」）
- 3) 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を含む低平地の利活用に関する検討ガイダンス（以下、「検討ガイダンス」）

「支援施策パッケージ」は、市町村が移転元地等を利用する場合の、復興庁等が行う支援施策をとりまとめたもの。この一部として「基本的な考え方」と「検討ガイダンス」を新規に作成しました。

【支援施策パッケージのポイント】

- ①防災集団移転促進事業の移転元地等を利用する場合の、国の「基本的な考え方」を作成
 - ・国は復興のために真に必要な事業について支援
 - ・市町村は土地利用に係る計画を策定し、なりわいの再生や新たなニーズに対応したまちづくりを実施
- ②これまで行っている復興交付金等による支援に加え、事業を行う際に土地交換による用地取得にかかる登録免許税の免税措置の創設が、与党平成 28 年度税制改正大綱（平成 27 年 12 月）に盛り込まれた
- ③市町村が土地利用に係る計画の策定や事業を実施するに当たり、参考となるように検討手順、留意点、国の支援の考え方を紹介する「検討ガイダンス」を作成

【今後の取組】

支援施策パッケージの普及に向け、市町村向けの説明会を開催予定

【問合せ先】

復興庁 インフラ構築班 美濃部、高橋
電話：03-5545-7428